

公の施設の指定管理者の指定の件（豊平川さけ科学館）

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市豊平川さけ科学館
- 2 公の施設の位置  
札幌市南区真駒内公園
- 3 指定管理者  
札幌市中央区北1条東1丁目6番地16  
公益財団法人札幌市公園緑化協会  
理事長 長澤 徹明
- 4 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、豊平川さけ科学館の指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。